

## 「学校感染症」にかかった生徒の出席停止について (治癒証明書または報告書のご記入と提出について)

医師より「学校感染症(疑いを含む)」と診断された場合は、法律の規定により出席停止扱いとなります。  
出席停止期間は休んでも欠席日数には入りません。

感染症が治癒し、登校するとき、以下の「治癒報告書または証明書」を学校(保健室)まで提出してください。

\*インフルエンザ用(保護者が記入)

\*新型コロナウイルス感染症用(保護者が記入)

\*その他感染症用(医師の証明により登校)